

## 落札者決定基準 (堺市認知症介護実践研修等開催業務)

### 1 基本的な考え方

落札者の決定に当たっては、本市にとって最適な事業者を選定するため、予定価格の範囲内で有効な入札を行った者について、本落札者決定基準に基づき入札価格と提案内容を審査し、総合評価点が最も高い者を落札者とする。

なお、公平な審査を行うため、学識経験を有する者の意見を聴くものとする。(本市が設置する堺市認知症介護実践研修等開催業務に係る事業者選定委員会（以下「委員会」という。）にて審査を行う。)

#### (1) 価格評価点

入札価格について、後に示す算出式に基づき、「価格評価点」を与える。

#### (2) 技術評価点

別記「評価表」に基づき提案内容を審査し、「技術評価点」を与える。

#### (3) 総合評価の方法及び落札者の決定方法

「価格評価点」及び「技術評価点」の合計点（＝総合評価点）が最も高い者を落札者とする。

$$\boxed{\begin{array}{c} \text{総合評価点} \\ \text{(200点満点)} \end{array}} = \boxed{\begin{array}{c} \text{価格評価点} \\ \text{(100点満点)} \end{array}} + \boxed{\begin{array}{c} \text{技術評価点} \\ \text{(100点満点)} \end{array}}$$

#### (4) 有効とする数字

「価格評価点」及び「技術評価点」の算出に当たっては、小数点以下1桁までを有効とし、小数点以下2桁目で四捨五入する。

#### (5) 総合評価点が最も高い者が複数ある場合の落札者の決定方法

ア 総合評価点が最も高い者それぞれの「価格評価点」「技術評価点」が異なる場合  
技術評価点が高い者を落札者とする。

イ 総合評価点が最も高い者それぞれの「価格評価点」「技術評価点」が同じ場合  
技術評価点のうち、評価項目「②業務実施方針・内容」における各委員の合計点が高い者を落札者とする。

ウ 以上アからイで落札者を決定できない場合

入札価格が低い者を落札者とする。入札価格も同じ場合は、別途日を定め、くじにより決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

### 2 価格評価点の算出方法

価格評価点は、入札価格に基づき、次により算出する。

$$\text{価格評価点} = 100 \text{ 点} \times (\text{最低入札価格} / \text{入札価格})$$

ただし、予定価格を上回る入札を行った者は、落札者としない（技術提案書等の審査は行わない）ものとする。

### 3 技術評価点の算出方法

入札参加者から提出された技術提案書等を審査し、別記「評価表」に基づき以下の手順により技術評価点を算出する。

#### (1) 評価点

ア. 技術提案書等の記載内容により、6 類似業務の履行実績について次のとおり評価点を付与する。

評価の目安	評価点
同業務の実績が 4 件以上	5
同業務の実績が 1 件以上 3 件以内	3
記述がない（評価できない）	0

イ. 技術提案書等の記載内容により、各評価項目について次のとおり評価点を付与する。

評価の目安	評価点
非常に優れている	5
優れている	4
標準である	3
やや劣っている	2
劣っている	1
記述がない（評価できない）	0

#### (2) 項目評価点

評価点に、評価項目の重要度に応じて設定したウェイトを乗じて、項目評価点とする。

#### (3) 技術評価点

項目評価点を合計したものを得点とし、委員会の各委員の得点を平均したものを技術評価点とする。

#### (4) 技術評価点における基準点

(3)の技術評価点が 50 点未満の場合は、失格とする。

### 4 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類に不足又は不備がある場合（軽微な場合を除く。）
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 著しく信義に反する行為があった場合
- (4) 契約を履行することが困難と認められる場合
- (5) 技術提案書等の記載内容が法令違反など著しく不適當な場合
- (6) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (7) 技術評価点が、上記3(4)における基準点を満たさない場合

別記 評価表

評価項目	評価事項	配点	ウェイト	評価点	項目評価点
1 国の制度・認知症ケアの考え方に対する理解	<ul style="list-style-type: none"> <li>国及び本市における認知症に関する制度や認知症支援の現状・課題、新しい認知症観、医療介護分野で求められる認知症ケアの考え方等について、的確かつ十分に把握・理解しているか。</li> </ul>	10点	2	5. 非常に優れている 4. 優れている 3. 標準である 2. やや劣っている 1. 劣っている 0. 記述がない	
2 業務実施方針・内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>「堺市認知症介護実践者等養成事業実施要綱」及び厚生労働省が示す「認知症介護実践者等養成事業実施要綱」、「認知症地域医療支援事業実施要綱」の趣旨を踏まえ、研修実施の基本的な方針が具体的かつ実行可能なものであり、適切な履行が期待できるか。</li> <li>業務の進め方やスケジュール、実施内容等が適切に計画され、効果的かつ円滑な実施が期待できるか。</li> </ul>	15点	3		
3 業務実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>本業務を着実かつ効果的に遂行することができる十分な人員、受講募集にかかる対象機関への案内、研修申込者や受講者への適時の連絡、問い合わせ対応、研修の講師となる認知症介護指導者との調整等について適切な実施体制が整えられており、円滑な運用が期待できるか。</li> <li>個人情報保護に関する適切な管理体制が整えられているか。</li> </ul>	15点	3		
4 介護職向け研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>国の示す標準カリキュラムに準拠した上で、本市の認知症介護の現状や課題に沿った独自の工夫・取組が具体的に記載されており、本市のさらなる認知症高齢者に対する介護サービス充実への効果が期待できるカリキュラムになっているか。</li> <li>研修内容がこれまでの実績やその効果検証を活かしたものであり、実際の支援への活用が見込まれるか。</li> <li>グループワーク等、受講者間で意見交換が必要な機会を設けることで、協働力や課題解決力の向上及び認知症当事者の理解を深める効果が期待できるか。</li> </ul>	25点	5		

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・天災や感染症等の影響によりオンライン研修を実施する場合、講師や受講者が対応しやすい工夫がなされているか。</li> </ul>				
5 医療職向け研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の示す標準カリキュラムに準拠した上で、本市の認知症介護の現状や課題に沿った独自の工夫・取組が具体的に記載されており、地域における認知症対応力向上への効果が期待できるカリキュラムになっているか。</li> <li>・研修内容がこれまでの実績やその効果検証を活かしたものであり、実際の支援への活用が見込まれるか。</li> <li>・グループワーク等、受講者間で意見交換が必要な機会を設けることで、協働力や課題解決力の向上及び認知症当事者の理解を深める効果が期待できるか。</li> <li>・天災や感染症等の影響によりオンライン研修を実施する場合、講師や受講者が対応しやすい工夫がなされているか。</li> </ul>	20点	4		
6 類似業務の履行実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年4月1日以降の国又は地方自治体、外郭団体における「介護従事者又は医療従事者に対し、認知症への対応力向上を目的とした研修実施等に係る業務」に関する業務を履行した実績があるか。</li> </ul>	15点	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>5. 同業務の実績が4件以上</li> <li>3. 同業務の実績が1件以上3件以内</li> <li>0. 記述がない（評価できない）</li> </ul>	
		100点（満点）			点（得点）